

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇選管規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規則

選挙管理委員会規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第四号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第七条第二項中「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第五号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項本文中「写」を「写し」に、「参議院全国選出議員」を「参議院比例代表選出議員」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十八条の見出し中「同一氏名等の候補者」を「同一氏名の候補者等」

に、「按分」を「あん分」に改め、同条中「第六十八条の第二項」を「第六十八条の第三項」に、「又は名」を「若しくは名又は名称若しくは略称」に改め、「当該候補者」の下に「又は当該名簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改める。

第八号様式の裏面の四中「候補者一人の氏名」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等の名称又は略称)」を、「候補者の氏名」の下に「(名簿届出政党等の名称又は略称)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法による選挙事務規程の規定は、この規則の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日が公示され、又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。
- 3 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、改正前の公職選挙法による選挙事務規程の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第六号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「参議院地方選出議員」を「参議院鳥取県選挙区選出議員」に改め、同条第二項中「第四百四十一条第二項」を「第四百四十一条第三項」に改める。

第二条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

第五条第一項及び第六条第一項中「参議院地方選出議員」を「参議院鳥取県選挙区選出議員」に改める。

第三十五条第三項中「令」を「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)」に改める。

第四十二条中「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第四十九条中「第六十六条の五第二項」を「第六十六条の五第三項」に改める。

第五十条第二項中「第六十四条の八第一項」を「第六十四条の七第一項」に改める。

第五十四条第一項中「参議院地方選出議員」を「参議院鳥取県選挙区選出議員」に改める。

第五十五条第五項中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

第九章を次のように改める。

第九章 投票記載所等の氏名等の掲示

第六十四条 法第七十五条第一項の規定により市町村の委員会が行う参議院比例代表選出議員の選挙における投票所内の投票を記載する場所の

名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所の名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示は、別記第二十号様式に準じて作成した揭示（以下「政党等名称等揭示」という。）により行わなければならない。

2 政党等名称等揭示のうち、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名には振り仮名を付さなければならない。

3 前項の振り仮名は、令第九十二条第七項の規定により県の委員会から通知があつた場合の振り仮名によらなければならない。

4 政党等名称等揭示は、汚損、破棄、修正等が加えられないような措置を講じなければならない。

第六十五条 政党等名称等揭示を作成した後、令第九十二条の規定による通知を県の委員会から受けた場合は、市町村の委員会は、その通知に係る名簿登載者に関する部分を二本線で抹消し、当該委員会の印を押す等適当な措置を講じなければならない。

2 県の委員会は、前項の措置について必要な命令をすることができる。

第六十六条 県の委員会は、法第七十五条第二項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ定めて告示するものとする。

2 前項のくじに立ち会おうとする名簿届出政党等の代表者又はその代人は、くじを行う前日までに、県の委員会にその旨を申し出なければならない。

3 前項の規定によつて申し出た名簿届出政党等の代表者又はその代人がないとき、又はくじを行う時刻までに参会しないときは、選挙人をくじに立ち会わせるものとする。

第六十七条 法第七十五条第一項の規定により市町村の委員会が行う参

議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の公職の候補者の氏名及び党派別の揭示（以下「氏名等の揭示」という。）は、別記第二十一号様式による氏名表により行わなければならない。

2 氏名表は、汚損、破棄、修正等が加えられないような適当な措置を講じなければならない。

第六十八条 氏名表のうち、氏名には振り仮名を付さなければならない。

2 前項の振り仮名は、選挙長から立候補の届出又は推薦届出について通知があつた場合の振り仮名によらなければならない。ただし、選挙長からの通知に振り仮名がないときは、通常一般に用いられる振り仮名を用いるものとする。

3 第三十五条第三項の規定は、氏名等の揭示について準用する。

第六十九条 氏名表を作成した後、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下し、若しくは候補者であることを辞した旨の通知を選挙長から受けた場合は、市町村の委員会は、その通知に係る候補者に関する部分を二本線で抹消し、当該委員会の印を押さなければならない。

2 届出に係る候補者の氏名又は党派名について変更があつた旨の通知を受けたときは、その候補者に係る部分を別紙により修正しなければならない。

第七十条 市町村の委員会（数町村の区域を合わせた開票区については令第二百二十六条に規定する委員会。次項において同じ。）は、法第七十五条第二項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ定めて告示するものとする。

2 前項のくじに立ち会おうとする公職の候補者又はその代人は、くじを

3 前項の規定によつて申し出た公職の候補者又はその代人がないとき、又はくじを行う時刻までに参会しないときは、選挙人をくじに立ち会わせるものとする。

第七十三条中「第二百七十一条の三」を「第二百七十一条の四」に改める。

別記第二十号様式及び第二十一号様式を次のように改める。

第二十号様式（第六十四条関係）

一 投票所内の投票の記載をする場所の掲示について

何年何月何日執行	
参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示	
何市	(町) (村) 選挙管理委員会
名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	略 (ふりがな) 称

備考

1 名簿届出政党等の名称等の揭示は、法第七十五条第二項の規定によるくじで定めた順序に従い、右から行うものとする。

2 「名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者の届出書の記載に従つて、振り仮名を付すこと。

二 投票所内のその他の適当な箇所の掲示について

何年何月何日執行	
参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示	
何市	(町) (村) 選挙管理委員会
名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	略 (ふりがな) 称
名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位	
順位 (ふりがな) 氏名	順位 (ふりがな) 氏名

備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の揭示は、法第七十五條第二項の規定によるくじで定めた順序に従い、右から行うものとする。
- 2 「名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、「名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」については横書きとすること。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従つて、振り仮名を付すこと。

第二十一号様式(第六十七条関係)

候補者氏名表

何選挙候補者氏名表

何市(町)(村)選挙管理委員会

党 派 別	氏 名

備考

- 1 氏名表の大きさは、揭示箇所に応じて選挙人の見やすいようにしなければならぬ。
- 2 字数二十を超える名称を有する政党その他の政治団体に所属する候補者の党派については、令第八十八條第三項の略称のみ掲載すること。
- 3 氏名揭示は、候補者の数により一段に揭示できない場合には二段以上にすることができる。この場合の掲載の順序は、上段右を一とし、

左に順を追つて下段に至り以下これにならうものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県選挙運動管理規程の規定は、この規則の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日が公示され、又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。
- 3 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、改正前の鳥取県選挙運動管理規程の規定は、なおその効力を有する。

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第七号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に

関する規程の一部を改正する規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和五十六年五月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「参議院地方選出議員」を「参議院鳥取県選挙区選出議員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程により交付された証票は、改正後の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程により交付されたものとみなす。
- 3 昭和六十一年七月七日までの間における改正後の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程第二条第一項の規定の適用については、同項中「参議院鳥取県選挙区選出議員」とあるのは、「参議院鳥取県選挙区選出議員若しくは参議院地方選出議員」とする。